

県北広域振興局長告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年12月16日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 姉帯戸田線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町姉帯字面岸沢65番1地先から5番3地先まで	新	m 24.5～9.1	m 91.4
	旧	24.5～8.4	91.4

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- イ 期間 平成28年12月16日から平成29年1月16日まで

- 2（1） 道路の種類 一般国道
- （2） 路線名 395号
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市仁左平字十文字平45番2地先から字大子88番1地先まで	新	m 37.4～13.0	m 928.2
	旧	34.7～10.0	928.2

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- イ 期間 平成28年12月16日から平成29年1月16日まで